

外国人材受入れ・共生政策についての要望 -共生社会の実現に向けて-



2021年5月13日

はじめに -外国人受け入れ・共生政策の基本スタンス-

- 外国人がもたらす多様性は**イノベーションの源泉**となるほか、**人口減少への対応**という面からも重要。一方で、日本の国際的な地位が低下する中、**国際的な人材獲得競争**は激化しており、**日本の魅力を高めていくには、官民双方の取組**が重要
- 「官」にあっては、2019年4月に外国人受け入れ拡大につながる改正出入国管理法が施行され、2018年12月には「総合的対応策」が取りまとめられたところであるが、**何を目指し、そのためにどのような外国人を、どのように受け入れていくかという基本的なビジョンと戦略性のさらなる明確化**をお願いしたい
- また、その「戦略性」をベースに、**在留資格制度等の見直し**（特に多様なキャリアパスを可能にするという視点での制度設計）や、外国人の**社会統合政策のさらなる推進**をお願いしたい
- 外国人受け入れ・共生政策では、企業をはじめ「民」の取組がきわめて重要。**民間企業の積極的取組を支援**いただくことで、より効果的な政策の実現が可能と考えられることから、政府におかれてはこの点をぜひお願いしたい

※なお、新経済連盟では、外国人受け入れの必要性を直視し、国として正面から議論するため、あえて「移民政策」という文言を使用しています

-
- 1 新経済連盟について**
 - 2 アフターコロナを見据えた移民政策**
 - 3 移民政策の骨格**
 - 4 在留資格制度、その他共生政策に関する個別課題**

1 新経済連盟について

2 アフターコロナを見据えた移民政策

3 移民政策の骨格

4 在留資格制度、その他共生政策に関する個別課題

「新経済 = New Economy」時代の到来 ——。

AI、フィンテック、シェアリングエコノミー、デジタル社会など、
いま、世界で経済・社会のあり方が大きく変わり始めています。

この新たな時代に対応し、日本が国際競争を勝ち抜いていくために、
新経済連盟は会員の皆様とともに、

「イノベーション」「アントレプレナーシップ」「グローバル化」を軸とした
新たなルールメイキングに取り組んでいます。



新しい時代の、新しい力。

 **新経済連盟**
Japan Association of New Economy

活動
ACTIVITY

9 年目

会員
MEMBERS

525 社

政策提言等
POLICY PROPOSALS

33

政府会議等への
参加
GOVERNMENT MEETINGS

59

会員セミナー等の
開催
MEMBER SEMINARS

66

| Japan Ahead 2 |

「Japan Ahead 2」は、新しいビジネスの台頭や競争環境のグローバル化など、経済の急激な変化に対応し、新経済連盟が目指す「New Economy」を実現するための基本政策です。

01 インテリジェント・ハブ化構想
～東京をシリコンバレーに～

- ヒト、チエ、カネを日本に
- イノベーション/スタートアップ支援
- グローバル人材育成
- 世界に通用し、競争力を持つ真の働き方改革
- 社会還元のためのフィランソロピー

02 最先端社会・スマートネイション
～シェアリングエコノミーと電子化～

- デジタルファースト社会
- キャッシュレス推進
- シェアリングエコノミー
- 国内・国外企業間でのフェアな規制や税制
- IT、AI人材の育成
- 実証実験によるxxTechの推進

Japan Ahead 2

新経済連盟の基本政策
(2018年4月発表)
3つの柱で
総額150兆円以上の経済効果

03 人口減少、労働力不足問題への対応
～移民政策～

- 移民政策
- 超額光立国の実現
- 供給力不足への対応(シェアリングエコノミー)

| プロジェクトチーム |

プロジェクトチーム(以下「PT」)は新経済連盟の政策提言活動の中心となるものです。理事・幹事がPTのリーダーとなり、会員向けセミナー、提言作成、政府や政党へのプレゼン・意見提出等を行っています。

| | | |
|---|---|---|
| <p>AI PT リーダー：竹谷 昭雄</p> <p>AI活用に関する最先端の事例調査及びビジネス実装に向けた規制改革や人材育成の促進</p> <p>主な政策提言イベント 2018 「NEST-NEXT AIビジネスのヒップイン パクトと実装」を開催</p> | <p>オープンイノベーション PT リーダー：伊藤 雄矢</p> <p>オープンイノベーションの活性化や、その起爆剤となるスタートアップ・エコシステムの促進</p> <p>主な政策提言イベント 2020 「スタートアップ・エコシステム東京コンソーシアム」に参加 2019 「最先端ビジネスセミナー」国会オープンイノベーションについて」を開催</p> | <p>グランドデザイン PT リーダー：山科 孝 / 吉田 浩一郎</p> <p>デジタルシフトに対応した経済のグランドデザインの政策提言等</p> <p>主な政策提言イベント 2018 日本記者クラブにて「プラットフォーム規制の構図」について委員 2018 「デジタルファースト社会に向けた国家への期待と重要事項」を発表</p> |
| <p>イノベーション促進 PT リーダー：藤原 直</p> <p>時価総額1兆円企業を多数生み出すため、企業の成長ステージに応じた規制改革等を政府に促す</p> <p>主な政策提言イベント 2018 8月 「2020年度税制改正に関する提言」を発表 2018 4月 「経済実態の急変手帳をまとめた「JANEイノベーションモニター」を発表</p> | <p>移民・共生政策 PT リーダー：三木 浩史</p> <p>外国人受入れ等、日本社会におけるダイバーシティの促進</p> <p>主な政策提言イベント 2020 規制改革推進会議(雇用・人づくりWG)で「1月 賃上げ規制に関する規制改革提言」をプレゼン 2019 「日本の「移民政策」の確立に向けた提言」を9月 政府に提出</p> | <p>ベンチャーフィランソロピー PT リーダー：三木 浩史</p> <p>フィランソロピーエコシステム形成のため、公益法人制度の改革等を実現</p> <p>主な政策提言イベント 2018 「投資を通じたSDGsの達成・社会的インパクト投資の最前線」を開催 2017 「社会的起業促進のあり方について」の報告 12月 書公表</p> |
| <p>Fintech推進 PT リーダー：辻 啓介</p> <p>フィンテック、キャッシュレス、暗号資産等の推進</p> <p>主な政策提言イベント 2019 「決済」法制に係る制度整備について署名で提言書を発表 2019 「ブロックチェーンと暗号資産に関する提言」7月 を発表</p> | <p>シェアリングエコノミー推進 PT リーダー：井上 浩志</p> <p>ホームシェア、ライドシェア、配送シェア等の推進</p> <p>主な政策提言イベント 2019 OECDのシェアエコノミー主軸を主軸とする署名作との意見交換会 2018 経済産業省審議会にて「民泊やライドシェア」をプレゼン 8月</p> | <p>不動産市場拡大推進 PT リーダー：村上 浩志</p> <p>不動産テックの推進により、住宅投資額累計と住宅資産額の差分(欠けた建物価値)500兆円の解消、不動産界マイナバーを両いた不動産情報バンク構想を実現</p> <p>主な政策提言イベント 2019 「金融・不動産の規制改革に関する共同提言」を7月 発表 2017 「不動産・新産業革命-名目GDP600兆円に向けた成長戦略」を発表 2月</p> |
| <p>教育改革 PT リーダー：船津 謙次</p> <p>グローバル人材育成のために必要な教育環境整備</p> <p>主な政策提言イベント 2019 「Computer Science Works in Asia」を、みんなのコード、東京大学と共同で開催 2018 1月 国立大学協会と意見交換</p> | <p>SOGIエンパワーメント PT リーダー：内山 幸樹</p> <p>ダイバーシティ・インクルージョンの推進</p> <p>主な政策提言イベント 2019 「LGBT等性少数マイノリティへの理解促進」第1回セミナーを開催 6月 2019 4月 「TRP2019」のレポート参加</p> | <p>SDGs/ESG PT リーダー：吉田 浩一郎</p> <p>SDGs、ESG投資の理解促進に向けた啓発活動や、新経済連盟としての独自取り組みの検討・実行</p> |

1. 移民政策に関するこれまでの提言①

- 2018年4月に公表した基本政策集「Japan Ahead 2」では、日本の目指すべき社会像として「イノベーション大国」を掲げ、移民政策を政策目標の3本柱のひとつとして位置づけ
- 2018年10月に具体的な提言「日本の第三の開国」、2019年9月にも「日本の「移民政策」の確立に向けた提言」を公表



https://jane.or.jp/assets/img/pdf/Japan%20Ahead2_ALL.pdf

日本の「第三の開国」
～外国人受入れによる多様性ある社会の
実現とイノベーション促進～

2018年10月12日



<https://jane.or.jp/app/wp-content/uploads/2018/10/ec34eefb0d8dcdcfce4c06e8ffae1021.pdf>

日本の「移民政策」の確立に向けた提言

～改正出入国管理法の施行を受けて～

2019年09月26日



<https://jane.or.jp/app/wp-content/uploads/2019/09/fafc0c02946d75efa779217d4fb3eea3.pdf>

1. 移民政策に関するこれまでの提言②

- 2020年5月、コロナ禍の影響拡大する中で、いち早く在留外国人支援のための提言を公表
- 2020年8月、永住者等の身分に基づく在留資格を有する者の入国制限を、原則として日本人と同程度にすることなどを盛り込んだ代表理事コメントを公表

コロナ問題の在留外国人への 影響と必要な対応



2020年5月22日

<https://jane.or.jp/proposal/pressrelease/10644.html>



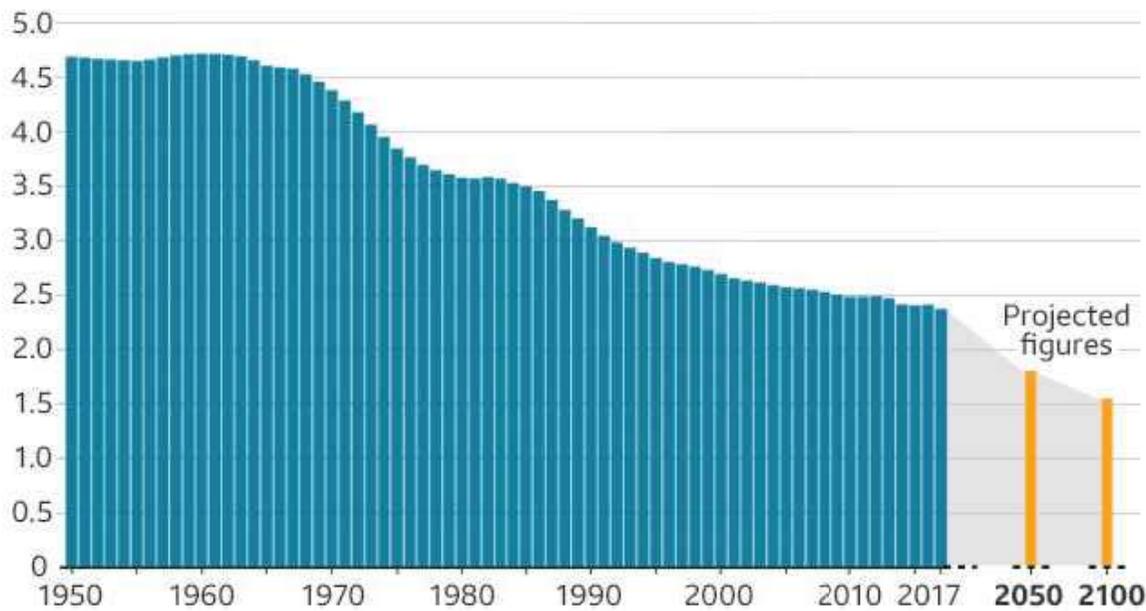
<https://jane.or.jp/proposal/comments/11692.html>

-
- 1 新経済連盟について
 - 2 アフターコロナを見据えた移民政策**
 - 3 移民政策の骨格
 - 4 在留資格制度、その他共生政策に関する個別課題

世界的な人口減の波

Women are having fewer children

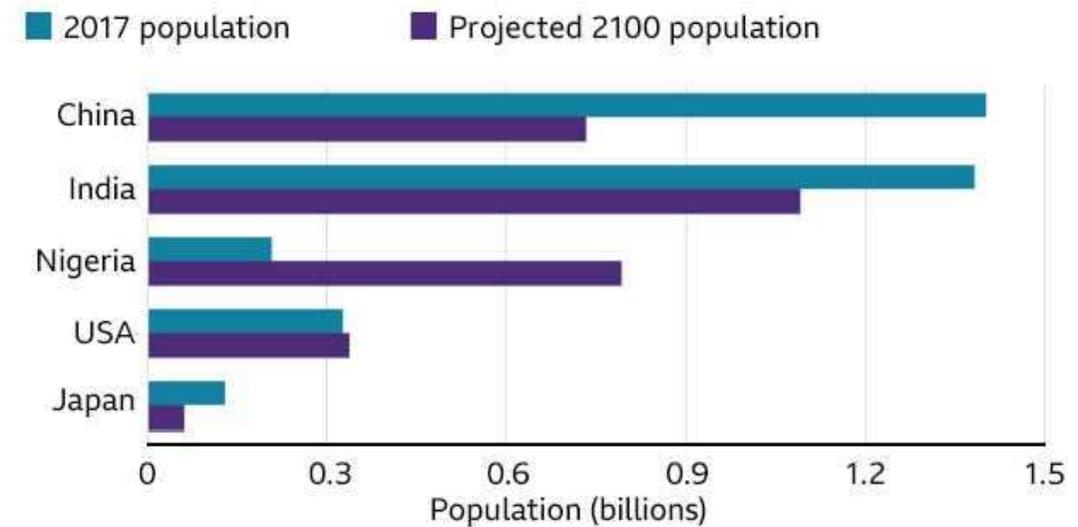
Global fertility rate (livebirths per woman)



Source: Institute for Health Metrics and Evaluation at the University of Washington



How populations of selected countries might change, 2017-2100



Source: The Lancet



バイオンテックの創業者はトルコ移民





**モデルナの創業者
はレバノン移民**



日本が外国人材に選ばれることができる国となるよう、職場、自治体、教育の総合的な対応策を講じ、皆さんに「日本で働いてみたい」と思っていただけのような受け入れ環境を作っています。

(2020年10月19日日越大学における菅総理大臣スピーチ)

-
- 1 新経済連盟について
 - 2 アフターコロナを見据えた移民政策
 - 3 移民政策の骨格**
 - 4 在留資格制度、その他共生政策に関する個別課題

3. 官民双方の取り組みの必要性

- 移民にとって日本の魅力を高めていくには、官民双方の取り組みが重要
- 政府として取り組むべき事項（①～③）の概要について次ページ以降参照

課題

- 高度人材を引き付ける魅力

高度人材を引き付ける魅力度、特に「キャリアの発展性」で満足度が低い。

- 非高度人材の受入れ条件

高度人材以外でも、受入条件（給与、出発までの期間等）は他のアジア諸国に見劣り

- 閉鎖的な制度・慣習

外国人に対して閉鎖的な制度・慣習など生活者としての外国人の視点から改善すべき点が多い

官

- ① **制度の基盤となる移民政策の基本方針の策定**

- ② **多様なキャリアパスを可能にする在留資格制度**

- ③ **外国人にも開かれた社会を目指す社会統合政策**

- ④ 政府による民間企業の取り組み支援

民

- 組織の多様性拡大を是とする文化

- 日本的雇用慣行の見直しによるキャリアパスの明確化

3. ①制度の基盤となる移民政策の基本方針の策定

- 18年提出の提言以降、政府の政策は一定の前進。
 - ① 新たな在留資格（特定技能）の創設・特定活動の告示改正等
 - ② 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策のとりまとめ
- しかし、正面から「移民政策」と位置づけておらず、在留資格、社会統合施策を基礎づける基本方針が不在。結果として様々な課題が残る

移民政策の基本方針が不在

その場の対応の積み重ね

- 制度の複雑化
- 在留資格間の接続

KPIによる進捗管理が不在

- 個別施策がTo do List 化

在留資格

身分

専門・技術

留学

特定技能

特定活動

①

...

社会統合施策

教育

医療

金融

住宅

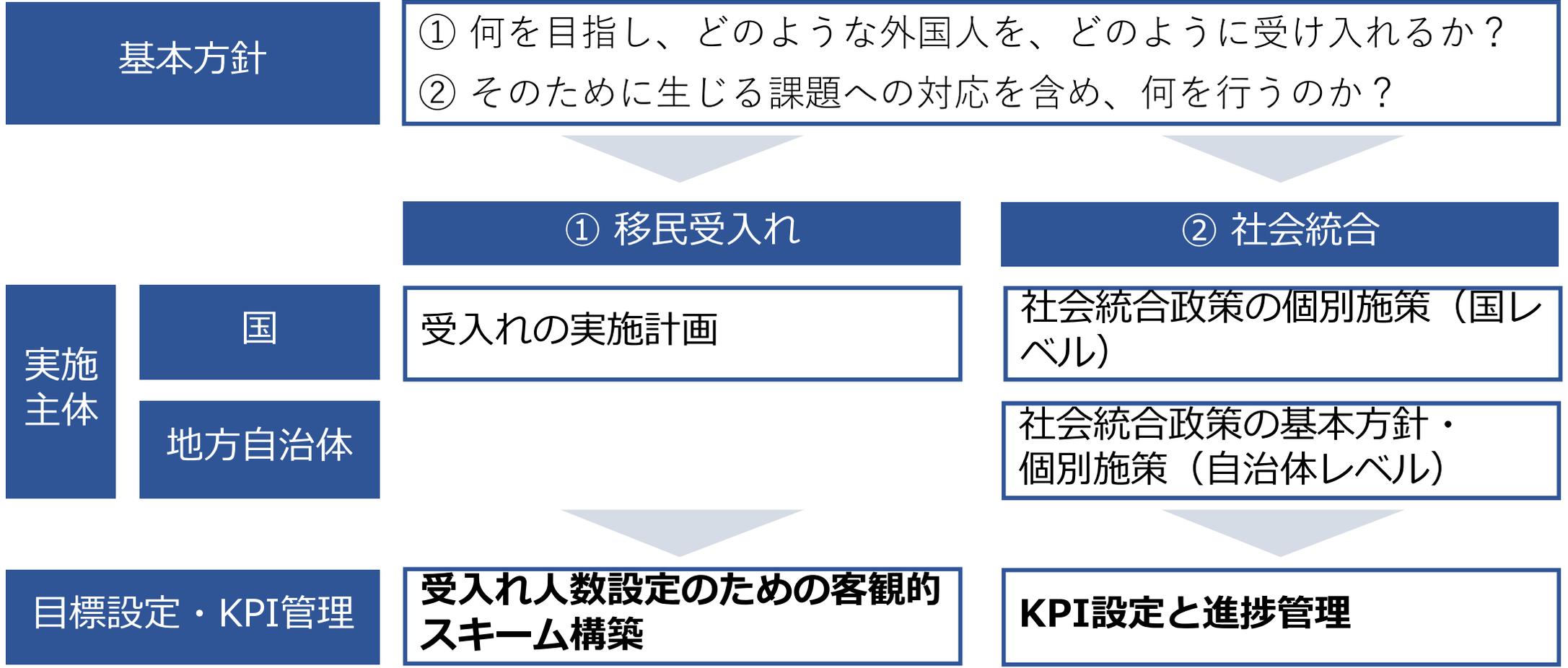
...

②

3. ①制度の基盤となる移民政策の基本方針の策定

- 「移民基本法」として、国として移民受入れの基本的な考え方を示すとともに、これに基づいて、具体的な目標設定・KPIによる進捗管理まで落とし込む必要

※ 法務大臣が定める「出入国在留管理計画」も移民受入れを正面から位置付けているわけではなく、外国人の出入国及び在留「管理」に主眼を置く点で、移民政策とは異なる。



3. ①制度の基盤となる移民政策の基本方針の策定

- 基本方針に基づき外国人の受入れ人数目標等を設定する場合は
 - ① 人口動態、経済・労働環境等を勘案の上、客観的スキームにより、資格・国・業種別等の受入れ人数目標を設定する仕組みが必要
 - ② 仕組みを構築するにあたっては諸外国の事例も参照しつつ、体制・統計データの整備も検討
- イギリスの移民諮問委員会（Migration Advisory Committee）
 - ✓ 移民に関連する課題について、公的独立機関として政府に提言等を実施。
 - ✓ 委員長、5名の経済学者、内務省職員（1名）により構成
 - ✓ 各種統計（労働力調査、賃金統計等）を基に、労働力不足が生じている職種、外国人受入れを認めるべき職務レベル・給与水準等を検討。さらに、外国人労働者の受入れによる国内労働市場への影響などの検討も実施。

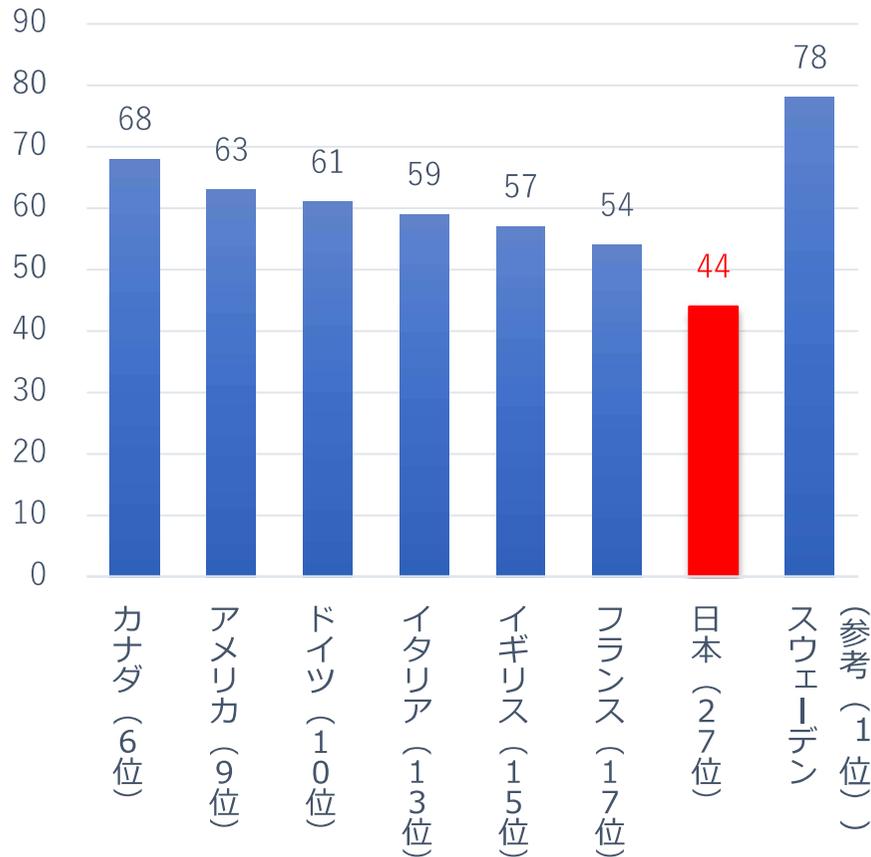


(出所) 独立行政法人 労働政策研究・研修機構「諸外国における外国人材受入制度－非高度人材の位置づけ－」2018年9月
イギリス移民諮問委員会ウェブサイト（<https://www.gov.uk/government/organisations/migration-advisory-committee>）

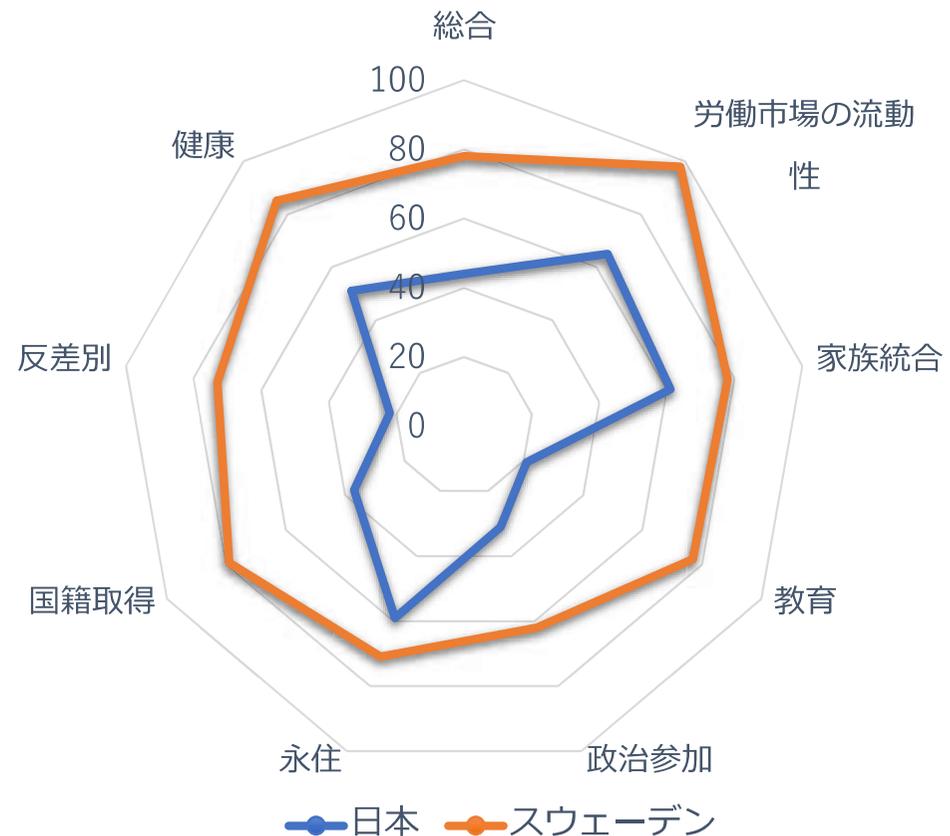
3. ① 制度の基盤となる移民政策の基本方針の策定

- 移民統合政策指標（Migrant Integration Policy Index）は、労働市場の流動性、教育、反差別等8つの分野について、各国の社会統合政策を指数化
- 例えば、目標として、世界10位以内（現在27位）に入ることを目途とし、具体的なKPIに落とし込むべき

G7各国等の総合評価点（2014年）



日本とスウェーデン（第1位）との比較

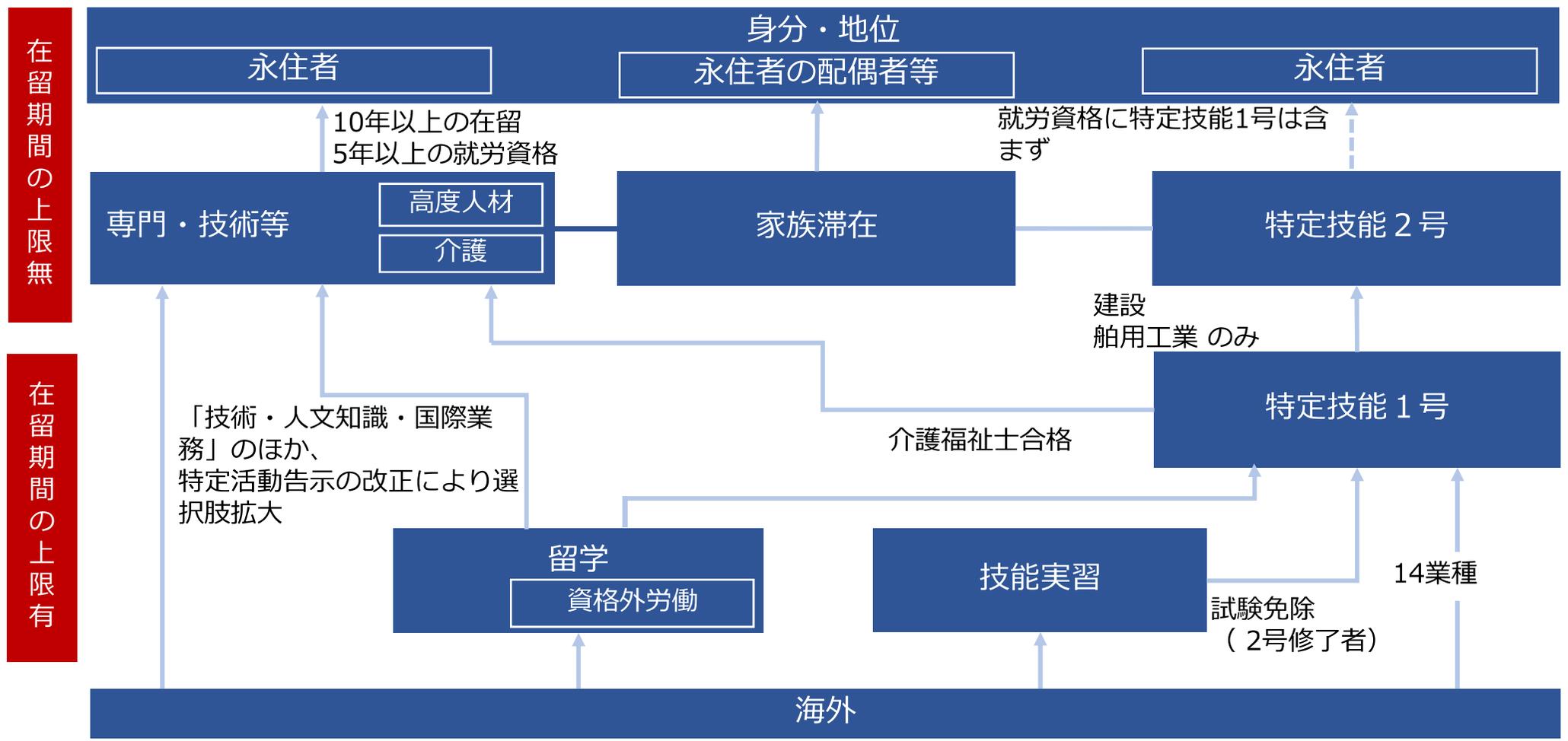


(出所) Migrant Integration Policy Index 2015 (<http://www.mipex.eu/>)

3. ②多様なキャリアパスを可能にする在留資格制度

- 特定技能の創設、特定活動告示の改正はキャリアの選択肢を拡充
- しかし、その場の対応の積み重ねにより制度が複雑化。在留資格間の接続など、柔軟なキャリアパスの実現という点で課題

在留資格制度の全体像



3. ③外国人にも開かれた社会を目指す社会統合政策

- 総合的対応策は、いつまでに、何を達成するといった点が不明瞭
- 総合的対応策を「移民基本法」に基づくものとして位置づけ、目標及びKPIを設定することで、必要な施策の進捗をモニタリングする必要

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）

平成30年12月25日
外国人材の受入れ・共生
に関する関係閣僚会議

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)
⇒ 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進する。今後も対応策の充実を図る。

総額211億円(注)

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
 - 「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取
- (2) 啓発活動等の実施
 - 全ての人が互いの人権を大切にし支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

生活者としての外国人に対する支援

- (1) 暮らしやすい地域社会づくり
 - ① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
 - 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元的窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設（「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)」(全国約100か所、11言語対応)の整備) [20億円]
 - 安全・安心な生活・就労のための新たな「生活・就労ガイドブック(仮)」(11言語対応)の作成・普及
 - 多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築 [8億円] と多言語音声翻訳システムの利用促進
 - ② 地域における多文化共生の取組の促進・支援
 - 外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機能の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援
 - 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築
- (2) 生活サービス環境の改善等
 - ① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等
 - 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備
 - 地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内案内の多言語化の支援
 - ② 災害発生時の情報発信・支援等の充実
 - 気象庁HP、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)
 - 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成
 - ③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実
 - 交通安全に関する広報啓発の実施、運転免許学科試験等の多言語対応
 - 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応
 - 消費生活センター(「188番」)、法テラス、人権擁護機関(8言語対応)、生活困窮相談窓口等の多言語対応
 - ④ 住宅確保のための環境整備・支援
 - 賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及(8言語対応)
 - 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進
 - ⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上
 - 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進、ガイドラインの整備
 - 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底

- (4) 外国人児童生徒の教育等の充実
 - 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援 [3億円]
 - 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備 (ICT活用、多様な主体との連携)
 - 教員等の資質能力の向上 (研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進)
 - 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保 [1億円]
- (5) 留学生の就職等の支援
 - 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
 - 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化
 - 文部科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定等 [6億円]
 - 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実 [14億円]
 - 業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進
 - 産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開
- (6) 適正な労働環境等の確保
 - ① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保
 - 労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ほっとライン」の多言語対応(8言語対応)
 - 「外国人労働者相談コーナー」・「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充
 - ② 地域での安定した就労の支援
 - ハローワークにおける多言語対応の推進(11言語対応)と地域における再就職支援
 - 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施
- (7) 社会保険への加入促進等
 - 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
 - 医療保険の適正な利用の確保(被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等)
 - 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

- (1) 悪質な仲介事業者等の排除
 - 二国間の政府間文書の作成(9か国)とこれに基づく情報共有の実施
 - 外務省(在外公館)、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者(ブローカー)等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
 - 悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実
- (2) 海外における日本語教育基盤の充実等
 - 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT(Computer Based Testing)により厳正に実施(9か国)

総合的対応策を踏まえると、以下の点が重点事項として考えられるのではないかと。

日本語教育を中心とした我が国社会に適応するための支援

（主な意見・要望等）

- ・日本語能力の習得及び日本社会の習慣に対する理解促進のための学習機会の提供（全国知事会）
- ・地域日本語教育への支援（全国知事会、多文化共生推進協議会、全国市長会ほか） 等

外国人の子供に対する支援

（主な意見・要望等）

- ・状況に応じた学習促進のための多文化共生推進協議会ほか
- ・多文化共生推進協議会ほか
- ・日本語指導を担当する教員等の資質向上及び母語の分かる相談員や支援員等の配置の充実に係る支援（全国知事会ほか） 等

目標及びKPIを設定していくにあたって、問題の構造化、優先順位付けの方法論が必要

共生社会を支える専門的な人材の育成

（主な意見・要望等）

- ・地方自治体が行う人材の育成に対する支援（全国知事会、多文化共生推進協議会ほか）
- ・社会福祉等の専門的知識や技術を有し、多言語で対応できる人材の育成（公益社団法人日本社会福祉士会）
- ・言語能力や知識を有した相談員の地域ごとの配置（NPO法人多文化共生マネージャー全国協議会） 等

共生社会の基盤としての在留管理体制の構築

3. ③外国人にも開かれた社会を目指す社会統合政策

- 外国人共生政策は非常に間口が広いいため、リニア構造で問題を並べるだけと、抜け漏れが分からない
- 課題×ターゲットのマトリックス構造で問題を構造化する必要

| | 未就学児 | 就学児 | 学生 | 社会人 | 未就労者 | ... |
|-------|------|-----|----|-----|------|-----|
| 日本語教育 | | | | | | |
| 社会保障 | | | | | | |
| 災害対策 | | | | | | |
| ... | | | | | | |

3. ③外国人にも開かれた社会を目指す社会統合政策

- ターゲットの分類の軸は複数
 - ① ライフステージ、 ② 在留資格、 ③ 出身国、 ④ 在留人材・新規人材など
- ターゲットによっても重要課題は様々
 - 就学児（主に南米系）・・・日本国内での日本語教育
 - 技能実習生・・・入国前の日本語教育
 - 高度人材・・・子女教育、税金 など

| | 中国 | | 韓国 | ベトナム | フィリピン | ・・・ | ・・・ |
|-------|------|-------|------|------|-------|-----|-----|
| | 留学生 | 技能実習生 | 特定技能 | 技人国 | 身分 | ・・・ | |
| | 未就学児 | 就学児 | 学生 | 社会人 | 未就労者 | ・・・ | |
| 日本語教育 | | | | | | | |
| 社会保障 | | | | | | | |
| ・・・ | | | | | | | |

3. ③外国人にも開かれた社会を目指す社会統合政策

- どんな政策課題があるか、具体的な声・データを集める仕組みが必要
 - ウェブサイトのレビュー、窓口やカスタマーサービスの評価、アンケート調査など
- その上で、ターゲットごとにプロットして構造化する必要

【日本語教育の例】

- 有識者会議でも取り上げている日本語教育は重要な政策課題だが、ターゲットを捉えきれているか
- 在留外国人、特に外国にルーツを持つ児童向けの対策が中心に見えるが、以下のような課題も
 - 優秀な留学生を呼び込んでいくためには、大学付属の語学学校や母国語入試制度の整備など必要ではないか
 - 技能実習生問題も日本語能力の欠如によるコミュニケーション不全に起因するところも大きい。入国前の現地での日本語教育の仕組みの整備も必要ではないか

外国人との共生社会を実現するために取り組むべき重点事項（案）

資料5

総合的対応策を踏まえると、以下の点が重点事項として考えられるのではない。

| |
|--|
| 日本語教育を中心とした我が国社会に適応するための支援 （主な意見・要望等） ・日本語能力の習得及び日本社会の習慣に対する理解促進のための学習機会の提供（全国知事会） ・地域日本語教育への支援（全国知事会、多文化共生推進協議会、全国市長会ほか）等 |
| 外国人の子供に対する支援 （主な意見・要望等） ・就学状況の把握・就学促進のための取組への支援（全国知事会、多文化共生推進協議会ほか） ・義務標準法の規定に基づいた日本語指導を行う教員に係る基礎定数化の実施（全国知事会、多文化共生推進協議会ほか） ・日本語指導を担当する教員等の資質向上及び母語の分かる相談員や支援員等の配置の充実等に対する支援（全国知事会ほか）等 |
| 行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備 （主な意見・要望等） ・一元的相談窓口等への支援の拡充（全国市長会、全国知事会ほか） ・地方自治体が行う通訳等の体制整備に対する支援（多文化共生推進協議会、全国知事会、全国市長会ほか） ・国による多言語等での積極的かつ迅速な情報発信（多文化共生推進協議会、全国知事会ほか）等 |
| 共生社会を支える専門的な人材の育成 （主な意見・要望等） ・地方自治体が行う人材の育成に対する支援（全国知事会、多文化共生推進協議会ほか） ・社会福祉等の専門的知識や技術を有し、多言語で対応できる人材の育成（公益社団法人日本社会福祉士会） ・言語能力や知識を有した相談員の地域ごとの配置（NPO法人多文化共生マネージャー全国協議会）等 |
| 共生社会の基盤としての在留管理体制の構築 |

-
- 1 新経済連盟について
 - 2 アフターコロナを見据えた移民政策
 - 3 移民政策の骨格
 - 4 **在留資格制度、その他共生政策に関する個別課題**

4. 官民双方の取り組みの必要性（再掲）

- 前章を踏まえ、政府として取り組むべき個別施策（②～④）について詳述

課題

- 高度人材を引き付ける魅力

高度人材を引き付ける魅力度、特に「キャリアの発展性」で満足度が低い。

- 非高度人材の受入れ条件

高度人材以外でも、受入条件（給与、出発までの期間等）は他のアジア諸国に見劣り

- 閉鎖的な制度・慣習

外国人に対して閉鎖的な制度・慣習など生活者としての外国人の視点から改善すべき点が多い

官

① 制度の基盤となる移民政策の基本方針の策定

② **多様なキャリアパスを可能にする在留資格制度**

③ **外国人にも開かれた社会を目指す社会統合政策**

④ **政府による民間企業の取り組み支援**

民

● 組織の多様性拡大を是とする文化

● 日本的雇用慣行の見直しによるキャリアパスの明確化

4. 個別課題

②多様なキャリアパスを可能にする在留資格制度

- 特定技能
 - 特定技能のキャリアパス拡充
 - 特定技能の家族帯同に関する特例措置
 - 特定技能審査の要件緩和
- 特定活動46号の要件見直し
- 高度な現場業務向けの在留資格
- 外国人家事支援人材

③外国人にも開かれた社会を目指す社会統合政策

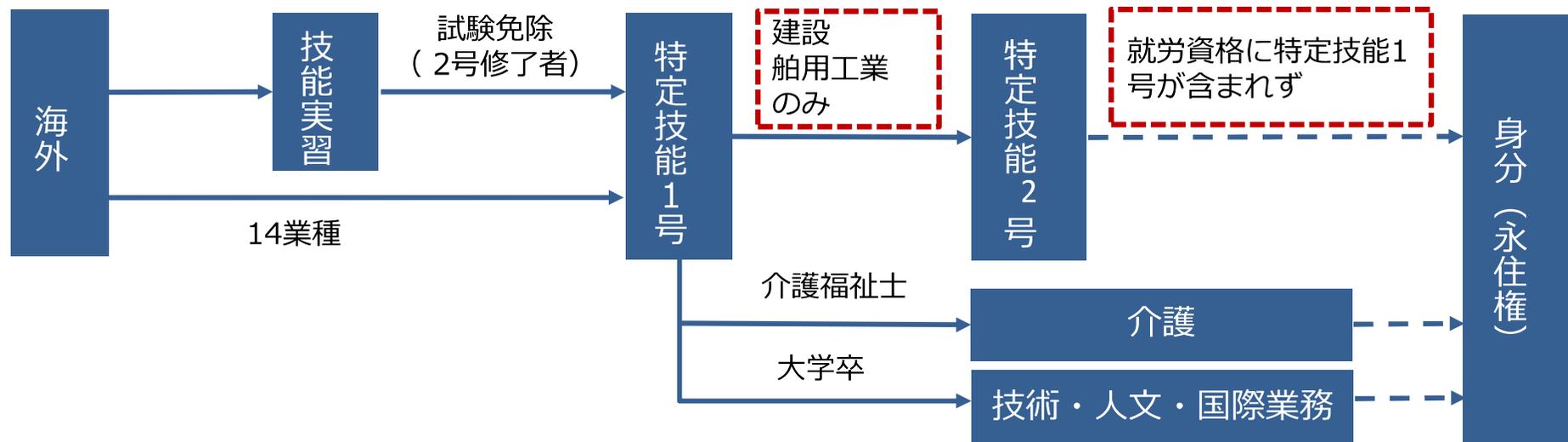
- 商慣行や行政サービスの見直し
- マイナンバーカードの効果的活用

④政府による民間企業の取り組み支援

- 外国人の定着・共生支援税制
- 手続きのデジタル化

4. ②在留資格 -特定技能のキャリアパス拡充-

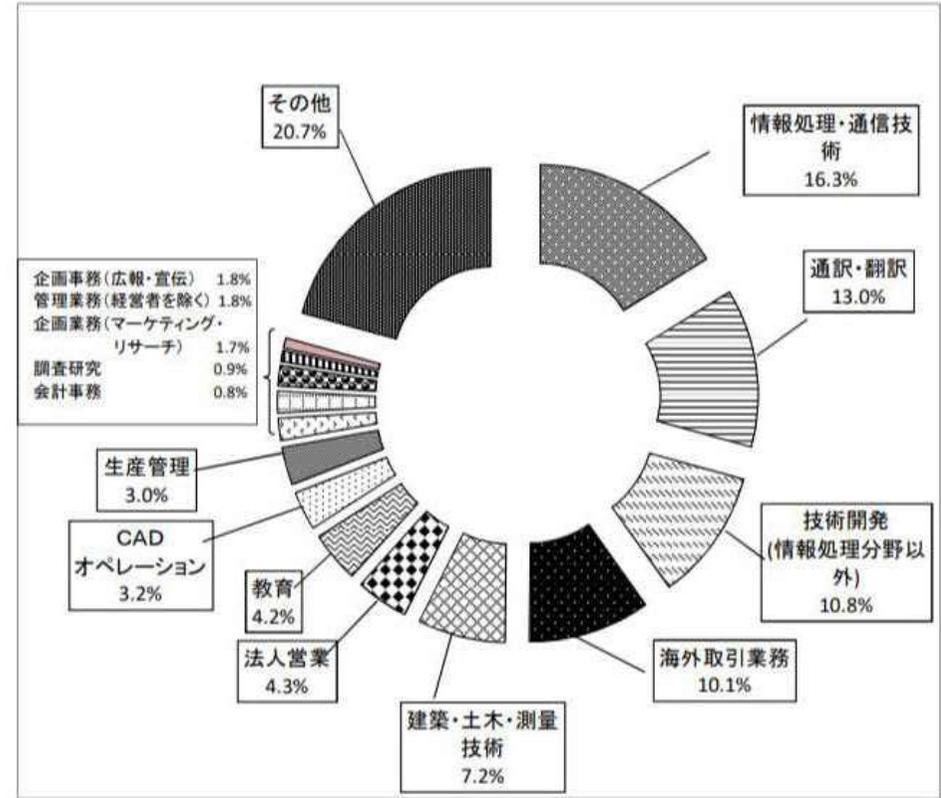
- 29種類ある在留資格間の接続性は、柔軟なキャリアパス形成する上で課題
- 特に特定技能については、実際の運用もふまえ、①特定技能2号の対象業種の拡大、②就労資格として特定技能1号も認める、といった要件緩和を検討すべき
- 特定技能は当面の人手不足への対応のため導入された資格であり、現状ではキャリアアップの可能性が限定されている。
 - ✓ より技能水準の高い特定技能2号に移行できるのは2業種（建設、船用工業）のみ（介護福祉士に合格し、在留資格「介護」にキャリアアップする道は存在）
 - ✓ 在留資格「技術・人文・国際業務」に移行する道もあるが、（大学を卒業していない場合）在留資格「留学」への変更を要する



4. ②在留資格 –特定技能の家族帯同に関する特例措置-

- コロナ禍を踏まえ、技能実習から特定技能への移行などについて特例措置が設けられているところ
- 技人国から特定技能への移行についても一定の要件の下、家族帯同を認めるなど特例措置を設けることはできないか

- コロナ禍で特に技人国の中でも需要の高かった翻訳・通訳等の需要が落ち込み、特定技能に移行するニーズもあるところが、問題になるのが家族の帯同
- 特定技能1号では家族帯同が認められていないため、日本に滞在する家族を母国に帰国させなければいけないのがハードルに
- コロナ禍が終息するまでの期間限定で特定技能に移行した場合でも家族帯同を認めるなどの措置があってもよいのではないか



(出所) 出入国在留管理庁「令和元年における日本企業等への就職を目的とした在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る在留資格認定証明書交付状況について」
<http://www.moj.go.jp/isa/content/001342302.pdf>

4. ②在留資格 –特定技能審査の要件緩和-

- 特定技能契約履行体制について、企業が債務超過の場合は債務解消計画の提出が求められるが、当該企業が100%子会社で親会社の信用力に問題がない場合などは省略できないか
- 単体では採算が取れないが、100%子会社で親会社の信用力に問題もない場合（一部上場企業の介護子会社など）、事業の継続性については懸念がないものと考えられる
- 債務超過の解消予定されていない場合もあり得る中で、専門家に追加的なコストを払ってまで外国人を雇おうというインセンティブがない

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」（14）特定技能雇用契約履行体制に関するもの

<直近期末において債務超過（純資産又は元入金がマイナス）がある場合>

- 中小企業診断士，公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書面

<直近2期末のいずれも債務超過（純資産又は元入金がマイナス）がある場合>

- 中小企業診断士，公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書面
- 労働保険料，社会保険料及び租税の納付に関する領収書や証明書等

4. ②在留資格 -特定活動46号の要件見直し-

- 特定活動46号の要件について、①専修学校の卒業生も含む、②日本語能力はN2レベル以上、とできないか

専修学校卒の就職

- 留学生の就職率向上の最大のボトルネックとして、そもそも専修学校の卒業生は技人国での就職の選択肢が限られていることがある
 - ✓ 技人国で従事することの多い「通訳・翻訳」業務について、専修学校卒だと許可にあたってのハードルが高い、といった課題。

特定活動46号の活用

- 特定活動46号は専修学校の卒業生の就職の道を大きく広げ得るものだが、「留学」全般から「技人国」への変更は認められているにも関わらず、特定活動46号については「本邦の大学を卒業又は大学院の課程を修了」することが要件となっている
- 日本語能力についても、N1が要件となっているが、実務上は「技人国」の「通訳・翻訳」業務でもN2以上が要件となっているケースが多い
 - ✓ 日本語能力試験は読解偏重のため、非漢字圏の外国人がN1を取得することは難しい。日本語能力試験（運営主体：国際交流基金／財団法人日本国際教育支援協会）のデータについて、国籍別の情報も開示されたい

4. ②在留資格 -高度な現場業務向けの在留資格-

- 高度な現場業務（国家資格）について、①特定技能への追加、②特定活動への追加、などの形で在留資格を拡充することができないか

人手不足への対応

- 人手不足への対応という観点から、（在留資格が認められていない）単純労働と技人国の中間的な位置づけとして特定技能資格が創設されたところ
- 高度な現場業務に対応する国家資格についても、人手不足深刻な保育士などは特定技能への追加などの形で在留資格拡充すべきではないか
 - ✓ 有効求人倍率では社会福祉（含む保育士）は3.0と全体平均の1.5を大きく上回る状況（一般職業紹介状況（2019年11月））。

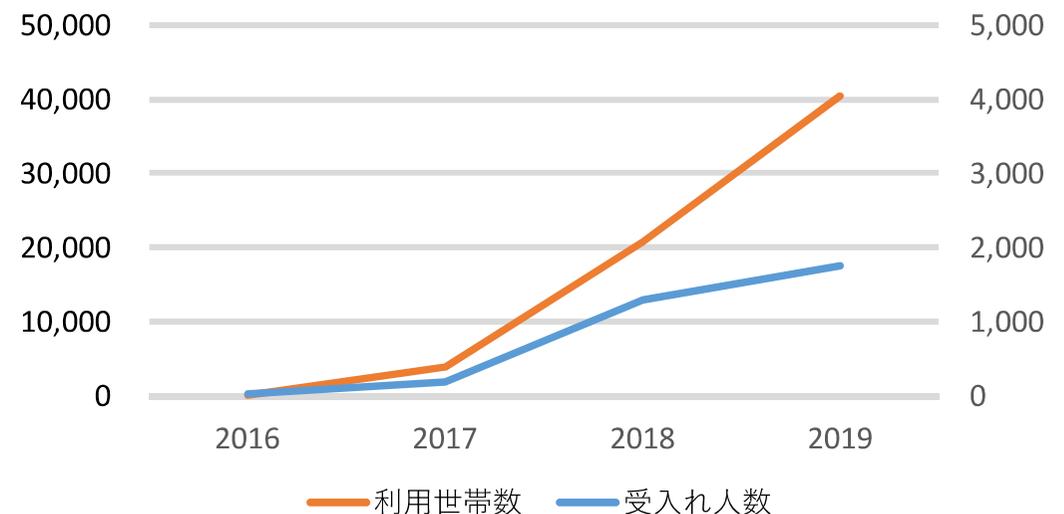
優れた文化の輸出

- 美容師などは、優れた日本文化の輸出という観点から、①外国人家事支援人材のような形で国家戦略特区に限定した特定活動として認める、②日本料理海外普及人材育成事業のような形で特定活動に追加する、などの方法が考えられないか
 - ✓ 美容師については、国家戦略特区での制度化方針が決定されたところ
 - ✓ 調理の専門学校を卒業した外国人留学生は、引き続き、特定活動ビザにより日本国内の日本料理専門店等で働きながら、技術を学べる制度が存在（最長5年間）

4. ②在留資格 -外国人家事支援人材-

- 現在、国家戦略特区でのみ受け入れられている外国人家事支援人材について、特定技能1号に位置づけるなどにより、全国展開を図るべき
- 家事代行業務はこれまで外国人の就業が原則として認められてこなかったところ
 - ✓ 経営者、弁護士・会計士、高度専門職等の在留資格を持つ外国人の家事使用人のための特定活動ビザは存在。
- 共働き世帯の増加に伴い、家事代行のニーズが高まる中、国家戦略特区において、自治体や国の機関から成る第三者管理協議会の設置など一定の枠組みのもと、特定活動ビザによる外国人家事支援人材の受け入れが開始（2016）
- 2019年の利用実績は利用世帯数で約40,000世帯と17年の約4,000世帯から大きく伸びており、外国人家事支援人材は社会に浸透しつつある。

外国人家事支援人材の受け入れ人数と利用世帯数



4. ③社会統合政策 -商慣行や行政サービスの見直しなど-

- 住居の賃貸、銀行口座の開設、税金・保険料の納付など生活に密着したサービスについて、外国人目線で外国人ということで不親切・不合理な取り扱いが依然として多く、商慣行や行政サービスの見直しが必要
- 一方、日本語が問題の原因であることも多く、やさしい日本語の普及や多言語対応の拡充などとともに、入国前・入国後の日本語教育の機会の充実が必要

住居

- 外国人可の物件は増えたが、保証人が2人、敷金が高いなどの不合理な取り扱いも多い
- 緊急連絡先の要件が厳しく、日本人の緊急連絡先（住所、生年月日、TEL）が必要なケースが多い
- 入居後の相談窓口が分からず、トラブルになるケースも多い

銀行

- 口座開設にあたって、支店によって窓口で求められる書類が違う（雇用契約書など）、他金融機関に口座があるという理由で口座開設を断られるなど、不合理な扱いがある
- トラブルがあった時のカスタマーセンターには本人の問い合わせしか受け付けず。本人同意の上でも、会社のスタッフが同席を認めないなどのケースあり

4. ③社会統合政策 -商慣行や行政サービスの見直しなど-

携帯

- 携帯電話の契約について、クレジットカードがないと認められない。携帯電話は今や必需品だが、特に来日直後のクレジットカード取得はハードルが高い

税金・年金・保険料

- 留学生には、税金、年金、保険料、など滞納しているケースが多く、確定申告の必要性について認識ない場合も多々ある
- 行政から手紙で通知が届いても、内容が理解できていないケースも多い
 - ※ 就職の際に滞納分を一時立て替える会社もあるが、そこまでして雇わない会社が普通
- 外国人コミュニティの間で不確かな情報が流通しているケースもあり（コロナの影響で今年には年金払わなくてもいい、など）

4. ③社会統合政策 -マイナンバーの効果的活用-

- マイナンバーカードについては、移民の本格的受入れとセットで、外国人住民の所持を義務化（在留カードとマイナンバーカードの一体化等）を検討すべき
 - ※ 交付率が3割にとどまっているマイナンバーカードの国民全体への普及にも寄与
- 外国人住民の社会統合政策及び適正な在留管理といった観点から、マイナンバー及びマイナンバーカードは効果的に活用できる。
 - ✓ 外国人について、所得状況、健康保険・年金の加入状況等を個別に把握し、行政による個人レベルでの適切な対応が可能
 - ✓ 在留資格から逸脱した労働（留学生の労働可能時間上限を超えた労働等）や不法滞在・失踪がより有効に把握できる。
 - ✓ マイナンバーカードの民間活用が拡大すれば、外国人による銀行口座開設、携帯電話の契約等がよりスムーズに行われるようになる可能性もある。



4. ④民間企業の取り組み支援 -外国人の定着・共生支援税制①-

- 外国人の労働環境・生活環境を改善するとともに、日本人職員・地域コミュニティとの共生を図る企業の取り組みを、法人税の軽減措置で支援

具体的な支援策

- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（いわゆる「くるみん認定」）及び認定対象への税制優遇措置等を参考に
 - ① 外国人の定着、日本人職員・地域との共生に取り組む企業を公的に認定
 - ② 法人税の優遇措置を講じる

認定対象（案）

- ✓ 外国人職員のキャリアパス明確化、技能水準向上・資格取得に対するサポート
- ✓ 外国人職員に対する日本語教育支援（特にビジネス日本語）、企業の英語化 等
- ✓ 外国人職員に対する住宅の確保その他の生活支援
- ✓ 企業内における異文化・慣習への配慮（やさしい日本語、食堂におけるベジタリアン・ハラール食提供、礼拝所の整備 等）
- ✓ 日本人職員・地域コミュニティとの間の相互交流・異文化理解促進事業の実施
 - ※ 地方の企業に対し優遇措置を深掘りすることで、地方への外国人材の誘導が可能

4. ④民間企業の取り組み支援 -外国人の定着・共生支援税制②-

- 外国人、日本人従業員による自発的な共生のための取り組みについて、所得税の軽減措置で支援

具体的な支援策

- 個人が自ら外国人（日本人）との共生に向けて支出した費用（具体的には以下のような費用）を、所得税の特定支出控除の対象とする。

特定支出控除対象（案）

- ✓ 外国人職員が日本語（特にビジネス日本語）習得のために支出する費用
- ✓ 日本人職員が外国人職員とのコミュニケーション等のために英語を習得する費用
- ✓ 上記に関連する資格取得費用

参考：特定支出控除について

- 給与所得者が、以下のような支出のうち一定の要件を満たすもので、給与等の支払者によって証明がされたもの（特定支出）を支払った場合、その合計額が給与所得控除額の2分の1を超える場合、当該超過分を給与所得から控除できる制度

- ①通勤費 ②転居費 ③研修費 ④資格取得費 ⑤帰宅旅費
- ⑥勤務必要経費（図書費・衣服費・交際費等）

4. ④民間企業の取り組み支援 -手続きのデジタル化①-

- オンラインシステムの利用促進のため、利用者目線に立った利便性向上が必要
- 下記の要望は規制改革推進会議でも経済団体からの意見として提出。「オンライン利用率の大胆な引き上げに係る基本計画」を踏まえて今後、着実に実行に移されていくことを期待

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/digital/20201012/agenda.html>

オンラインシステムの利用条件

- 本人による利用申請を認める
- 法人や団体として、利用者になることを認める
 - 社内に人事労務担当が複数名いる場合、アカウントを共有できず、追加申出が必要
- グループ会社間の関係を示す根拠資料などをもって、グループ会社の職員にも利用の権限を与える
 - 所属会社の職員ではなく、そのグループ会社の職員も資料作成や申請サポートしている場合、実際に作業を行う人が利用者となれず、不便
- オンライン申請の認証IDの有効期間は1年間とされているが、特段、問題のない企業などについては、一定の条件を設けて、3年などの延長を認める

4. ④民間企業の取り組み支援 -手続きのデジタル化②-

オンライン完結の徹底

- 利用申出と定期報告をオンライン化
 - 厚生労働省の統計によると企業の多くは1~3名の外国人雇用で、年間で1、2回の申請ニーズしかない。利用申出に入管に行くまでもないと思うケースも多いのではないか
- オンラインで申請書類の作成も可能に
 - 現在のシステムはオフライン手続きの存在を前提としており、用紙記入と大差がないExcel 入力の仕組みになっている点が問題。
- 民間APIとの連携
- 行政間の情報連携
 - 納税証明書等の公的書類については、行政間で共有すれば足りるのではないか。

上記達成までの過渡期的対応

- どの在留資格の申請についても、オンラインで資料の添付可能に
 - 在留資格「特定技能」は特に添付資料が多く、印刷の手間
- 追加資料の提出もオンライン上で対応可能に
- 添付資料のデータ容量の制限（10M）撤廃



新經濟連盟

Japan Association of New Economy